第十条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定の別

第十四条第十一号中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第十五条の見出し中「指定の区分」を「指定区分」に改め、同条中「区分」を「確認検査の業務の区分」に改める。

第十六条の見出し中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同条の表中「前条第一号」を「第十五条第一号」に、「前条第三号」を「第十五条第三号」に、「前条第五号」を「第十五条第五号」に、「前条第七号」を「第十五条第七号」に、「前条第九号」を「第十五条第九号」に、「前条第十一号」を「第十五条第十一号」に、「前条第十三号」を「第十五条第十三号」に改める。

第十七条第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項第二号の表中「並びに」を「及び」に改める。

第二十四条の見出し中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加え、同条中「第七十七条の二十四第三項」を「第七十七条の二十四第四項」に改め、「その確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第二十六条第六号及び第八号並びに第二十八条第一項第五号中「確認検査員」の下に「又は副確認検査員」を加える。

第三十一条の二中「指定の区分」を「指定区分（当該指定確認検査機関が確認検査員を選任しないものである場合にあっては、指定区分及びその旨）」に改める。

第三十八条第一号ハ中「建築基準適合判定資格者検定」を「一級建築基準適合判定資格者検定」に改める。

別記第一号様式中「区分」の下に「（確認検査員を選任しない場合は、指定を受けようとする区分及びその旨）」を加える。

別記第六号様式中「確認検査員の」を「確認検査員又は副確認検査員の」に改める。

別記第九号様式中「指定の区分」を「指定区分」に改め、同様式中備考３を備考４とし、備考２を備考３とし、備考１を備考２とし、備考２の前に次のように加える。

１　「指定区分」の欄には、指定確認検査機関が法第77条の24第１項の確認検査員を選任しない場合は、指定区分及びその旨を記載すること。

第三条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号の表第一号の下欄中「若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれら」を「又はこれ」に改める。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十三第一項及び第一条の十五第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第四号様式中「建築主事の氏名」を「建築主事又は建築副主事の職氏名」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式（第十一条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

変更認定申請書
（新築／増築・改築）

年　月　日

所管行政庁　殿

分譲事業者　住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

譲受人　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。

１．長期優良住宅建築等計画の認定番号
第　　号

２．長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３．認定に係る住宅の位置

４．当初認定時の工事種別

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

１．この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限ります。）以外の住宅をいいます。

２．一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

３．共同住宅等に係る申請にあたっては、第一面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書については、この面の作成を省略することができます。